

12 無償化認定後の手続き

状況ごとに必要な手続きについて

状況	必要書類	備考
世帯構成の変更等により苗字が変わった場合	認定変更届	
名古屋市外に転居した場合	認定取消届	転入後の手続きについては、転入先の市町村にお問い合わせください。
私学助成幼稚園に通うお子さんで、保育の必要性がなくなった場合	認定変更申請書	新1号認定に変更となります。
私学助成幼稚園以外の施設に通うお子さんで、保育の必要性がなくなった場合	認定取消届	認定は取り消され、無償化の対象外となります。 なお、新制度幼稚園や認定こども園（教育部分）については、通常の利用料は引き続き無償化となります。
認定期間が終了した後で、引き続き認定を希望する場合	認定変更申請書	認定期間満了前に申請書をご提出ください。
無償化の対象施設の利用を終了する場合	認定取消届	認定は取り消され、無償化の対象外となります。
新たな無償化対象施設の利用を開始する場合	特定子ども・子育て支援施設等利用届	
就労先を変更したが、保育の必要な事由は変わらない場合	—	就労証明書を名古屋市無償化事務センターにご提出ください。
新たに保育を必要とする事由が生じた場合	認定変更申請書	保育を必要とする事由を証明できる書類を名古屋市無償化事務センターにご提出ください。
求職活動をしてきたが就職が決まった場合	認定変更申請書	就労証明書を名古屋市無償化事務センターにご提出ください。
退職し、新たに求職活動を開始する場合	認定変更申請書	求職活動申立書を名古屋市無償化事務センターにご提出ください。
就労で利用しているが、育児休業を取得する場合	認定変更申請書	就労証明書等、育児休業期間のわかる書類を名古屋市無償化事務センターにご提出ください。
産前産後期間（産前8週間から産後8週間）に該当することとなった場合	認定変更申請書	母子健康手帳の写し等、出産予定日のわかる書類を名古屋市無償化事務センターにご提出ください。
3歳児クラスになり、新3号認定から新2号認定に変わる場合	—	手続きは不要です。新2号認定の通知書を送付します。